

議事概要

会議名	平成28年度第1回玉名市玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会
日時	平成28年9月7日（水曜日） 18:00 ～ 19:10
場所	玉名市文化センター 3階 大研修室
出席者	<p>玉名市長 玉名圏域共生ビジョン懇談会 委員（16人出席、2人欠席） 玉名圏域定住自立圏推進会議幹事会 幹事（4人出席） 熊本県職員（2人出席） 関係町職員（3人出席） 事務局職員（3人出席） 計 29人出席 ※ 詳細は、資料「出席者名簿」のとおり</p>
資料	<p>① 次第 ② 出席者名簿 ③ 資料1 玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿 ④ 資料2 玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会懇談会の組織及び運営に関する規則 ⑤ 資料3 定住自立圏構想の概要について ⑥ 資料4 中心市宣言書 ⑦ 資料5 定住自立圏形成協定書 ⑧ 資料6 定住自立圏共生ビジョン（構成案） ⑨ 資料7 共生ビジョン懇談会における会議の視点について ⑩ 資料8 共生ビジョン策定に向けたスケジュール（案） ⑪ 資料9 他圏域における共生ビジョン記載事例</p>

内 容

1 開会

※ 松田課長が進行

2 委嘱状交付

- ・高崙市長からお一人ずつ自席において委嘱状を受領

3 市長挨拶

- ・只今、皆様方に懇談会委員の委嘱状を交付させていただきました。皆様には、公私とも大変ご多用な中に、懇談会にご参画いただき、誠にありがとうございました。
- ・定住自立圏とは、国が推進する新たな市町村間連携の取組みで、これを進めるためには、その手始めとして一定の基準を満たす市が「中心市宣言」を実施することから始まります。
- ・そこで、本市は、県下の状況を鑑み、昨年7月3日、玉名地域の人口定住のために必要な生活機能を、近隣市町と役割分担して確保する定住自立圏の形成に向け、中心市宣言を行いました。
- ・本市としては、当初、歴史的にも、地理的にも、また社会的にも繋がりが深い荒尾玉名全地域の市町と一体となって自立圏を形成したいと考え、その事前準備を進めましたが、紆余曲折を経て、最終的には、玉東町、和水町、南関町の各町の議会において、定住自立圏形成協定締結を承認する議決をいただき、本市と3町でこれを推進していく運びとなりました。
- ・冒頭申し上げたように、定住自立圏は市町村連携の新たな取り組みです。玉東町、和水町、南関町と本市が、玉名地域定住自立圏として成功するためには、財源など各市町の限られた条件の中で、大都市圏等への人口流出を抑制し、地域競争を勝ち抜く施策や事業を共に手を携えて展開していくことが

重要です。

- ・この懇談会は、そのために、各市町が持っている価値ある都市機能や地域資源を活かしながら、地域の将来像を見据え、定住自立圏の形成に寄与する具体的な事業などを明示する「定住自立圏共生ビジョン」を策定するために組織したものです。
- ・委員の皆様方には、「玉名圏域のために我々が何をできるのか？」という観点で共生ビジョンの策定にお力をいただきたいと思います。

4 出席者紹介

- ・司会から会議出席者を読み上げて紹介した。

5 会長及び副会長選任

- ・玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会の組織及び運営に関する規則第2条「会長及び副会長を各1人置く。」、「会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。」との規定により、次のように決定。

会長 熊本県立大学 総合管理学部 准教授 澤田道夫 委員

副会長 元玉東町総務課長 児玉富男 委員

- ・会長、副会長が委員に向け挨拶

6 議事

- ・議事は澤田会長が進行

(1) 定住自立圏構想について

ア 定住自立圏構想について、イ これまでの経緯について 事務局から説明

(説明：事務局 石貫)

定住自立圏構想という制度がどのような内容であるのか、を説明する。

資料3「定住自立圏構想の概要について」を使用。

- ・定住自立圏構想とは、平成20年に総務省が創設した市町村間の連携に関する新たな取組み。
- ・一言で言うと、地方圏だけではなく大都市圏でも人口が減少する時代を背景に、地方から大都市圏への人口流出を抑えるため、地方の中心的な都市とその近隣の市町村とで圏域をつくる。その圏域ひとまとまりの中で住民生活に必要な機能を確保することで、地方圏への人口定住を図る、という考え方。
- ・その概要は、資料3の1ページにイラストで掲載。人口5万人以上で、昼間人口が夜間人口よりも多い都市が、「中心市宣言」を行うことで「中心市」となる。そして、生活・経済面でかかわりの深い「近隣市町村」と中心市が協定を結び、「定住自立圏」が形成される。
- ・玉名圏域は、玉名市が昨年7月に中心市宣言を行って中心市となり、玉東町、和水町、南関町と協定を結んで圏域を作った、ということ。
- ・定住自立圏を形成すると、中心市は、圏域全体の将来像や近隣市町村と役割分担し、連携・協力して取り組む具体的な事業を盛り込んだ「定住自立圏共生ビジョン」を策定する。
- ・(資料3の2ページ) 8月1日現在の全国の取組み状況は、中心市の要件を満たす262の市のうち、中心市宣言をしたのが128市、ビジョン策定まで終わった市が99市。
- ・県内の状況は、山鹿市、天草市、人吉市、八代市、菊池市、玉名市が中心市として圏域を形成し、玉名圏域以外では共生ビジョンの策定まで終わっている。
- ・協定書には、それぞれが連携・協力して実施する「具体的な取組」が記載されている。
- ・「具体的な取組」は、3つの政策分野(①生活機能の強化、②結びつきやネットワークの強化、③圏域マネジメント能力の強化)に関してそれぞれ必ず1以上の取組みを行うことが必要。
- ・資料5は、協定書の写し。
 - 2ページから9ページまでが玉東町と締結した協定書
 - 10ページから17ページが和水町と締結した協定書
 - 18ページから25ページが南関町と締結した協定書

26 ページ以降に、それぞれの町との協定書において書かれた取組みを抜き出してまとめたもの

26 ページ「生活機能の強化に係る政策分野」から医療、福祉、教育、農業振興、その他の5分野9事業、28 ページ「結びつきやネットワークの強化に係る政策分野」から交通インフラの整備、地域公共交通、圏域内外の住民との交流及び移住の促進、観光等の4分野で玉東町7事業、和水町8事業、南関町6事業、29 ページ「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」から圏域内における人材育成、その他2分野2事業。

- ・(資料3、3ページ) 玉名圏域におけるこれまでの経緯と、定住自立圏構想に取り組む利点として一般的に言われている事柄を掲載。

《質疑》

(委員) 医師会は長洲町を含む1市4町で構成している。定住自立圏と構成が異なるが。

(事務局) 市長が挨拶で紆余曲折という言葉述べたが、玉名市としては荒尾玉名郡市を念頭に中心市宣言をし、1市4町で協議を重ね準備を進めてきたが、最終的に長洲町の判断で議会提案が見送られた。玉名市としても残念ではあるが、まずは1市3町で進めることが重要であると考える。

(2) 定住自立圏共生ビジョン(構成案)について

(説明:事務局 石貫)

議事2 定住自立圏共生ビジョン(構成案)について、と議事3 会議の進め方と今後のスケジュールについて、は関連があるので、まとめて説明。

- ・これから策定する共生ビジョンの構成について説明。
- ・資料6「玉名圏域定住自立圏共生ビジョンの構成案」の説明の前に、総務省が出した定住自立圏構想推進要綱で、共生ビジョンに記載すべき事柄ということで4点が定められている。

1 点目「定住自立圏及び市町村の名称」

2 点目「定住自立圏の将来像」

行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況等の現状等を記載した上で、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示する。

3 点目「定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組」

圏域の将来像の実現に向けて、協定に定めた事項に基づき、関係市町が連携して推進する具体的取組の内容を記載する。取組の記載に当たっては、具体的内容や実施スケジュール等に加えて、関連する市町の名称及び根拠とする協定の規定を明確に記載することとされている。併せて、予算措置を伴うものにあつては、総事業費や各年度の事業費等の見込みも含めて記載する。

4 点目「共生ビジョンの期間」

要綱ではおおむね5年間とされ、毎年度所要の変更を行う。

- ・資料6 構成案の説明。4 点の記載すべき事項を中心に、最初に「圏域の名称」と「圏域を形成する市町村の名称」、2 番目に、「圏域の概況」、3 番目に「圏域の将来像」、4 番目に「共生ビジョンの期間」、5 番目に「協定に基づく具体的取組」、6 番目最後に「資料」という構成を考えている。

(3) 会議の進め方と今後のスケジュールについて

- ・資料7「共生ビジョン懇談会における会議の視点」で説明。
- ・左側の囲みは、共生ビジョンの構成案。その中で特に2つ「圏域の将来像」と「協定に基づく具体的取組」が、懇談会の中でご意見をいただきたい項目。
- ・真ん中は、「会議の視点」で、「圏域の将来像」に関しては、玉名圏域が発展していくために、素案の文言に追加すべき点は何か、という視点でご意見をいただきたい。また、「具体的取組」に関しては、事業そのものの「良い・悪い」という視点ではなく、魅力ある玉名圏域にするために、さらに充実させていくべき点、新たに追加すべき点は何か、各専門分野の視点から御意見をいただきたい。
- ・資料9、県内関係の共生ビジョンの具体的取組にどんなものがあるのか参考にしてほしい。
- ・進め方において重要なポイントとして1点補足。懇談会で、「新たに追加すべき取組で意見が出た場合」で、その取組が協定書に規定していない事項の場合は、順番としては、内容を関係市町職員を

中心に協議した上で、協定書の変更を議会に諮る必要がある。そうすると、ビジョン策定がどんどん先延ばしになってしまうので、まずは現在の協定内容に基づいた取組でもって最初のビジョンを策定したい。最初のビジョンを策定した後で、追加する事業に関して検討を行い、必要に応じてビジョンの変更・見直しを行っていききたい。

- ・資料7の右側。共生ビジョン懇談会は、今年度あと3回を予定しており、10月中旬頃に予定する第2回目の懇談会に圏域の将来や具体的取組の案をおはかりするので、先に説明した視点でもって、意見をいただきながら、3回目、4回目と懇談会を経て、平成28年度末頃の共生ビジョン策定に向けて進めていききたい、と考えている。
- ・資料8は、定住自立圏構想を推進する全体的なスケジュールであり、参考にしてほしい。

《質疑》

- (委員) 団塊の世代が後期高齢者になる2025年問題を見据え、1市4町では在宅ケアの充実に力を入れ、今では「玉名方式」として注目されている。小児科医の確保ということについても、郡市で7人必要。
- (委員) 会議の持ち方で意見があり、午後6時から始まると冬は家に帰ると真っ暗である。せめて1時間早く始めることはできないか。
- (会長) 事務局で検討してもらいたい。
- (委員) ビジョンの期間は何年間か。その期間が過ぎたらどうするのか。
- (事務局) 説明したとおりビジョンの期間は5年を想定している。定住自立圏は続くため、5年過ぎたら、第2次の共生ビジョンを策定することになる。また、途中で新たに取組む事項については、変更や追加の措置を必要に応じて行う。

(4) 意見交換

- (委員) 次回以降は、事前に資料を頂きたい。
- (事務局) ご意見のとおり、事前に配布したい。
- (委員) 地域包括ケアの充実が挙げられており、中身の事業は今後検討されるということだが、ぜひ玉名方式が長く続いていく取組みを検討してもらいたい。また、現在は高齢者、障がい者、子ども、など分けた考えが主流であるが、将来は全世代型とした取組みを進めてもらいたい。

7 その他

事務局から各種文書等の留意点と提出のお願いをする。

8 閉会